

全国災害時保健師等チーム協議会	資料 2
令和 8 年10月15日	

今後の協議会の進め方

全国災害時保健師等チーム協議会（令和 8 年10月15日）

厚生労働省 健康・生活衛生局
健康課 保健指導室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今後の協議会の進め方

全国災害時保健師等チーム協議会

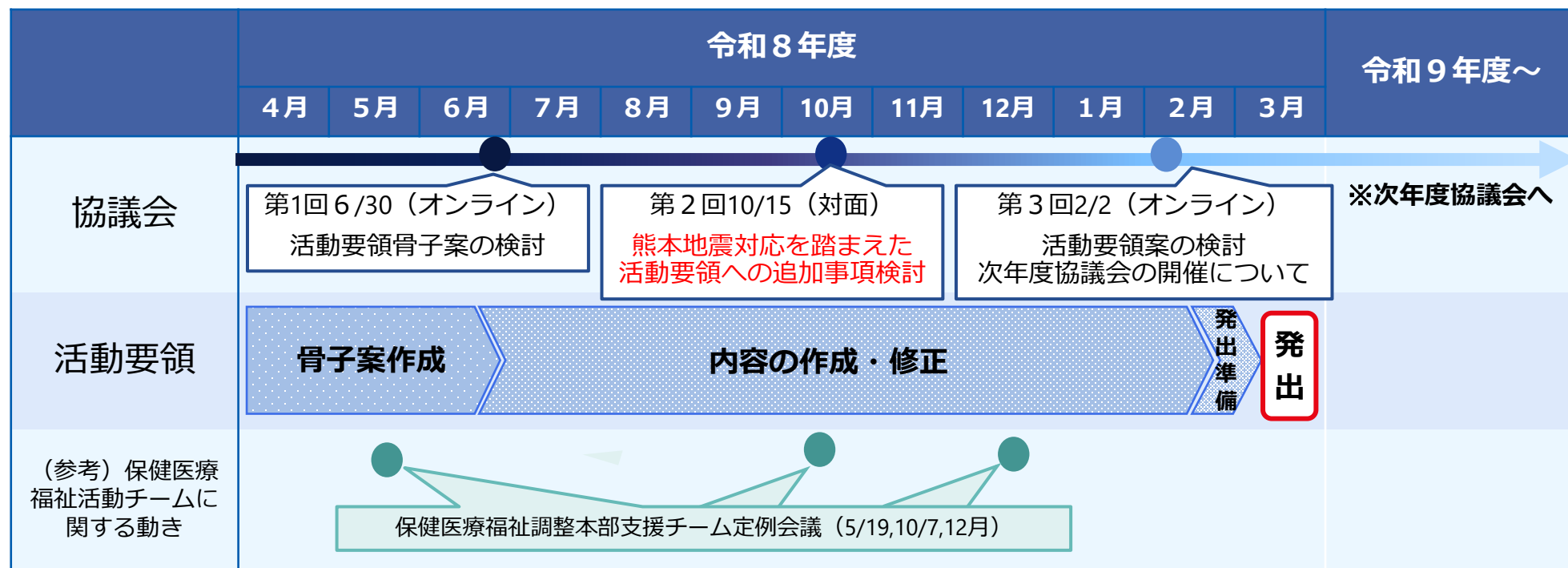
1. 設置目的

大規模災害の発生に備え、被災都道府県及び被災市区町村に対する迅速な支援・協力体制を確立するため、災害時における保健師等チームの広域応援派遣の運用及び災害時の保健師等チームの活動等について協議する場として、一般財団法人日本公衆衛生協会に全国災害時保健師等チーム協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

- (1) 災害時における保健師等チームの広域応援派遣の体制整備に係る事項
- (2) 災害時における保健師等チームの役割、活動及び運用に係る事項
- (3) 保健師等チームの人材育成に係る事項
- (4) 保健師等チームと保健医療福祉活動チームの関係及び保健師等チームとDHEAT等の関係のあり方に係る事項
- (5) その他必要な事項

▼今後のスケジュール（予定）



- ・活動要領に新たに以下の事項を追加することについてご意見をいただきたい。

1	保健師等チームの活動の基本（第1 第1章第3節）
	<ul style="list-style-type: none">① 保健師等チームの活動の終結について、活動の基本に記載してはどうか。② 保健師等チームの終結までの活動期間の目安をどう考えるか。③ 発災月の1か月以降は、1か月単位で応援派遣要請及び派遣調整をすることとしてはどうか。
2	保健師等チームの活動（第2 第1章第2節）
	<ul style="list-style-type: none">① 保健師等チームの専門的な視点として、被災自治体と共に、変化する状況の分析・二次的健康被害の予測を行い、予防活動を計画・実施すること、計画・実施に当たっては、被災自治体の統括保健師や関係機関、他の保健医療福祉活動チームと連携・調整しながら行うこととしてはどうか。② 1つの市町村に対し同時に複数の保健師等チームが派遣された場合に、当該複数のチームの中でとりまとめ役（とりまとめチーム）を決めることとしてはどうか。